

○桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第78号

改正

平成30年3月28日告示第72号

令和4年3月30日告示第72号

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「再生可能エネルギー推進の町宣言（平成27年桑折町告示第30号）」を踏まえ、原子力への依存からの脱却及び地球温暖化防止の観点から、自然環境への負荷を極力抑えた低炭素・循環型社会を構築することを目指し、町内における再生可能エネルギー導入の推進とエネルギーの効率的な利用を積極的に支援するため、住宅用再生可能エネルギー設備機器（以下「機器」という。）を設置した者（法人を除く。以下同じ。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 第7条に規定する、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）の提出時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所に住むことをいう。
- (2) 町税 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のことをいう。
- (3) 完納 納期未到来の額を除く、すべての町税を納めていることをいう。
- (4) 年度 4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅（自己又は同居の親族の所有するものをいう。）に機器を設置した者又は町内の機器が設置された新築住宅を購入し、居住している者。
- (2) 町税を完納している者。（生計を同一にする者を含む。）
- (3) 住宅用太陽光発電システム設置の場合、個人で電力事業者と電力受給契約を締結

した者。自家消費の場合は、余剰売電を行っていない旨の申立書を提出した者。

(4) 新たに設置した機器について、過去に町から補助金の交付を受けていない者。

(5) 設置に関して、法令、条例等に違反していないこと。

(対象機器)

第4条 補助対象機器及びその要件は、別表第1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象機器の設置に要する経費であって別表第1に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表第1に定める経費とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付申請書(第1号様式)、及び桑折町再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金事業報告書(第2号様式)によるものとし、次の書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 機器を設置した住宅の位置図及び着手前の写真(住宅全体)

(2) 機器設置後の写真(住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計)

(3) 機器の設置に要した費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し

(4) 機器設置費に係る領収書の写し

(5) 設置した機器の仕様が確認できる書類(モジュール配置図、出力対比表、単線結線図)

(6) 申請者の住民票

(7) 町税等を完納していることを証明する書類(申請者及び建物所有者・共有者全員)

(8) 太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し

(9) 振込口座通帳の写し

(10) 別表第2に定める機器ごとの書類

(11) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号から第2号に規定する書類は、同条第3項の規定により提出を省略するものとする。

3 申請の受付は、持参又は郵便等到達したことがわかる方法により送付されたものを、先着順に行うものとする。

4 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えるとみとめられるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

5 補助金の交付は、各機器に対し1住宅につき1回とし、かつ1申請者当たり1回限りとする。

(補助金等の交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定により通知する場合は桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(実績報告書等の統合)

第9条 第7条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告の手続きと合わせるものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知の手続きと合わせるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付請求書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行)

第11条 申請者は第7条に規定する申請を、交付決定者は前条の規定する請求に係る手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の規定により代行による手続きをさせる場合は、手続きを委任する旨を証する書面(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

第14条 補助対象者は、機器ごとに次のとおり定める法定耐用年数の期間内において、当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金財産処分承認申請書（第6号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 17年
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム 6年
- (3) バイオマス燃料ストーブ設備 6年
- (4) 電気自動車充給電設備（V2Hシステム） 6年

(定期報告等)

第15条 町長は、補助対象者に対し、機器の設置後2年間、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金定期報告書（第7号様式）、その他の発電量等の状況に関する資料の提出を求めるものとする。

2 前項の場合において、提出を求められた補助対象者はそれに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に設置した第4条に規定する対象機器又は購入した住宅に設置された第4条に規定する対象機器に係る補助金から適用

する。

2 桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱（平成28年桑折町告示第21号）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日の前日までに桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱の規定により実施された事業に関する事務手続きは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日告示第72号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第72号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日告示第27号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）

対象機器	機器の要件	補助対象経費	補助額
1 住宅用 太陽光発電システム	(1)住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであること。 (2)太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。 (3)システムを構成する太陽電池モジュールの交渉最大出力の合計値（k wと表示し、小数点以下2	太陽光電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付けに要する経費、システムの設置に要する経費	1 k wにつき3万円、4 k wを上限（最大12万円）とする。

	<p>桁未満は切り捨て)、又は、パワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10kw未満のものであること。</p> <p>未使用であること。</p> <p>(4)余剰売電の場合、受給開始日が、前年度の4月1日～現年度の3月18日までの間であること。</p> <p>(5)自家消費の場合、領収日が前年度の4月1日～現年度の3月18日までの間であること。</p>		
2 定置用 リチウム イオン蓄 電池シス テム	<p>(1)定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kwh以上かつ定格出力が500w以上のものであること。</p> <p>(2)インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであること。</p> <p>(3)耐電圧試験及び絶縁試験を行っているものであること。</p> <p>(4)未使用であること。</p>	蓄電池部、電力変換装置(パワーコンディショナ等)、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費	1kwhにつき2万円、5kwhを上限(最大10万円)とする。

	(5)領収書等の領収日が、 前年度の4月1日～現年度の3月18日までの間であること。		
3 バイオマス燃料ストーブ設備	(1)木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの (未使用品で1台5万円を超えるものであること) (2)領収書等の領収日が、 前年度の4月1日～現年度の3月18日までの間であること。	設備本体及び当該設備の設置に要する経費	経費の総額に5分の1を乗じて得た額(上限5万円)とする。
4 電気自動車充電設備 (V2Hシステム)	(1)電気自動車充電設備本体、その他付属機器 (未使用品で1台5万を超えるものであること。) (2)専ら自家消費の用に供するものであること。 (3)未使用であること。 (4)領収書等の領収日が、 前年度の4月1日～現年度の3月18日までの間であること。	設備本体及び当該設備の設置する工事に係る経費	経費の総額に5分の1を乗じて得た額(上限5万円)とする。

別表第2（第7条関係）

住宅用太陽光発電システム
<ol style="list-style-type: none"><li>1 電力会社との電力受給契約書の写し（自家消費の場合は、余剰売電をおこなっていない旨の申立書）</li><li>2 竣工検査の試験記録書の写し</li><li>3 設置した全パネルの製造品番号が確認できる書類</li></ol>
定置用リチウムイオン蓄電池システム
<ol style="list-style-type: none"><li>1 対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し</li><li>2 対象製品の製造品番号が確認できる書類</li></ol>
バイオマス燃料ストーブ設備
<ol style="list-style-type: none"><li>1 対象設備の仕様を示す書類</li><li>2 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し</li></ol>
電気自動車充電設備（V2Hシステム）
<ol style="list-style-type: none"><li>1 対象設備の仕様を示す書類</li><li>2 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し</li></ol>

第1号様式（第7条関係）

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

桑折町長

申請者 住 所 〒

フリガナ

氏 名



電 話

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助事業等の名称	桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助事業		
住宅の区分	既存 ・ 新築 ・ 建売		
設置場所	桑折町		
設置機器等	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（最大出力値 <input type="text"/> k w） <input type="checkbox"/> 蓄電池システム（蓄電池容量 <input type="text"/> k w h） <input type="checkbox"/> バイオマス燃料ストーブ設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備（V2H システム）		
補助金交付申請額	円		
設置に要する費用	円		
着手、完了年月日	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
電力受給開始日	年 月 日～ 年 月 日		
添付書類	1. 事業報告書（第2号様式） 2. 機器を設置した住宅の位置図及び着手前の写真（住宅全体） 3. 機器設置後の写真（住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計等） 4. 工事請負契約書の写し（内訳の確認できるもの） 5. 機器の設置費に係る領収書の写し 6. 設置した機器の仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表、単線結線図等） 7. 申請者の住民票 8. 町税等を完納していることを証明する書類（申請者及び建物所有者、共有者全員） 9. 太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し（太陽光発電の場合） 10. 振込口座通帳の写し 11. 別表第2に定める機器ごとの書類 12. その他（ <input type="text"/> ）		
摘 要			

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金事業報告書

補助事業等の名称		桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助事業
住宅所有者	住所	申請者住所に同じ
	氏名	(電話 - - )
太陽光発電システム	パネルの種類	1 単結晶型      2 多結晶型      3 その他 (      )
	機器の製造メーカー	
	設置形式	1 屋根置型      2 屋根材型      3 その他 (      )
	モジュール変換効率	%
	パネル数及び設置面積	枚      m <sup>2</sup>
蓄電池システム	電池種別	定置用リチウムイオン電池
	機器の製造メーカー	
	蓄電池容量	kwh
	定格出力	kw
バイオマス燃料ストーブ設備	機器の製造メーカー	
	設置完了日	年      月      日
電気自動車充電設備 (V2Hシステム)	機器の製造メーカー	
	設置完了日	
施工業者	業者名等	(電話 - - )
	所在地	
	担当者	(電話 - - )
その他		

第3号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

桑折町指令第 号

様

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

桑折町長



記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件等

- (1) 補助対象者は、町長からシステムの設置後2年間モニターとして月々の発電量等のデータの提供を求められたときは、これに従うものとする。
- (2) その他補助金に関する定めは「桑折町補助金等の交付等に関する規則」及び「桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱」の定めによる。

第4号様式（第10条関係）

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

桑折町長

補助対象者 住 所  
氏 名  
電 話



桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付請求書

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 事 業 の 名 称	桑折町住宅用再生可能システム設備等設置費補助事業		
補 助 金 の 請 求 金 額	円		

口座振込依頼書

支 払 方 法	口 座 振 込	
振 込 先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	預 金 口 座	普 通
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
備 考	振込先の通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）を添付	

第5号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

桑折町長

委任者(申請者)

氏名

㊟

住所

電話番号

## 手続の代行に係る委任状

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金に関する申請事務手続きを下記の者に代行させますので届出します。なお、代行者が行う申請事務手続きについて、異議申し立てを行いません。

____様の令和____年度桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付に係る一切の事務手続きを当社が行います。			
住所 (都道府県より記入)		代表者印	
会社名			
代表者名			
電話番号			
営業所名			
事務担当者	担当者	担当者印	
	電話番号		
	FAX番号		
	携帯番号		
	営業時間及び休業日		

※委任者氏名については、必ず本人が自書して下さい。

※申請者が自ら手続きを行う場合は記載不要です。



第7号様式（第15条関係）

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

桑折町長

補助対象者 住 所  
氏 名  
電 話



桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金定期報告書

年 月 日付け桑折町指令第 号で交付決定を受けた桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金について、桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 月々の総発電電力量及び売買電力量について記入してください

	総発電電力量（イン バータ交流側）	電力会社へ売っ た電力量	電力会社から買 った電力量	前年度電力会社か ら買った電力量
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
月	k w h	k w h	k w h	k w h
計	k w h	k w h	k w h	k w h

※総発電電力量については、検針票に記載されないため、検針日等毎月、日を決めて電力量計を確認して記入してください。

※売買電力量については、電力会社の検針票、領収書に記載されている電力量を記入してください。

2 その他 太陽光発電システムの設置前後で一番変わった事について記入してください。